

J. ロックのラジカリズムを巡って

岡 村 東洋光

〔1〕はじめに

ロック思想については、多様な解釈がある。曰く、啓蒙主義の生みの親、上昇しつつあるブルジョアジーの熱烈なイデオログ、イギリス自由立憲主義の最大の提唱者、信心家になり生涯を終えた自由思想家、ラジカルな思想家、陰謀家、といった具合にである。¹⁾しかもそれらは、ロックを〈近代的〉な思想家と見なすか、あるいは〈保守的〉な思想家と見なすかという論点を巡ってさえ意見を異にしている。本稿では、このような多様な捉え方の中から、ロック思想の特徴を、そのラジカル性において捉えるR.アッシュクラフトとJ.タリーの所説を取り上げ、検討する。²⁾本題に入るまえに、これまでの解釈史を概観しておこう。

さて、こうした多様なロック評価の基準となった解釈は、ヴィクトリア時代のイングランドに発すると思われる。³⁾それによると、ロックは合理主義の哲学者であり、ホイッグ政治理論のための一般的原理を提示したこと、また『統治二論』（実質上、第2論文）は、リベラリズムの政治的教義を含む常識的信仰の概説として読まれるべきものであり、さらに実践的にもホイッグや土地保有者による名誉革命を擁護したものとされた。この解釈枠組みは、後で見るように、今日においてもなお多数の支持者がい

ると言えよう。

我が国へのロック思想の導入・紹介も、この線でなされてきたように思われる。それは、東西出版社から出された『政治論』（松浦嘉一訳・解説、1948）や、岩波文庫『市民政府論』（鶴飼信成訳・解説、1968）にも書かれている通りで、ことに後者の場合には、Two Treatises of Governmentの後半のみの訳であるにもかかわらず、それを〈市民政府論〉と付けたこと自体が、民主主義者としてのロックという解釈を表わしている。また、今日から見れば大いに問題とされるであろうけれども、この解釈の背景には、後半部分の翻訳でこと足りるという価値判断がにあると思われる。⁴⁾しかしまた他方で、それは戦後日本の民主化路線に合致するものとして大いに評価されたことも事実であった。

我が国の研究でこの見解を代表するものとしては、松下圭一『市民政治理論の形成』（岩波書店、1959）がある。松下説によれば、市民政治理論とは「〈自由〉の主体たる〈個人〉から出発して、この個人の代表者による議会の構築、議会による理性的な法律の制定、政府によるこの法律の執行という連関における個人→（代表）→議会→（法律）→政府→という上昇型のピラミッドがこれである。この美しい権力統合過程の起動因はまさに個人自由であり、形相因は個人理性であって、個人自由と個人理性はこの統合過程内部において予定調和されている。」また、この書でのもうひとつの基本視角である、啓蒙主義の祖としてのロック像は、王政復古期における「宗教」から「理性」への転換を意味している。言い換えると、「神」から「自然」への移行である。傍証として、すでにピューリタニズム自体の世俗化・自然化とあいまって、宗教的パンフレットの減少と、これにかかわる経済・貿易・統計に関するその増加がみられるとともに、自然科学の展開が見られる、とされる。⁶⁾

こうした把握の意義は、戦後社会における統治機構のあり方に「近代的な」指針を与えたことにあった、といえるであろう。それは古い社会と古い意識の払拭による、近代的社会と近代的人間像を提起したといえる。だが、この研究は松下氏自身が書かれているように、ラブレイス・コレクション等の新資料は利用していない。この後、続々と登場するロック研究はこれらを利用したものである。新資料による研究は、従来の解釈への挑戦を引き出した。

周知のように、ラブレイス・コレクションの発刊で、まず現われたのは、若きロックの『自然法論』や『世俗権力二論』であった。⁷⁾そこには登場する考え方は、意外と保守的で、それまでの常識とされていた「リベラルな近代思想のロック」という解釈とは整合しないものであった。そこで出てきたのは、「若きロック」と「成人ロック」の違いであった。それまで標準とされていた民主主義的・近代的ロックに、若き（保守的）ロックをいかに接合し統一的に解釈するか、という問題であった。

この問題は、さしあたりはロックの思想的な変遷として、保守的なそれから民主的なそれへの転換として捉えられ、その転機はシャフツベリー伯爵との出会いであったと解釈された。その場合、単に変ったのではなく、初期から後期を貫く一貫した「経験哲学」があるというのが、平井俊彦『ロックにおける人間と社会』（ミネルヴァ書房、1964；増補版、1974）であった。⁸⁾

次に、『統治二論』の執筆時期と動機を巡る論点を巡って、1960年（初出1956年）に出された *Two Treatises of Government* の編者序文の中でP. ラスレットは、これが王位排斥危機の渦中で執筆されたものであり、その狙いはチャールズ2世陣営による、R. フィルマー説の援用による「王権神授説」の復活に対する批判であったことを示した。⁹⁾二つの論文の執筆

の順序を巡ってアッシュクラフトの批判があるものの、今日では、『統治二論』が排斥危機の時代に書かれたもの、という意味では通説となっている。¹⁰⁾

他方では、こうした評価とは相対的に独立して、謂ば理論的な、しかも個性的な読み方がいくつか登場してきた。その代表が、マクファーソンとシュトラウスであったと言えよう。

マルクス主義的な立場から、つまり資本主義批判の立場からロックを近代的所有（資本家）の擁護論者、新興ブルジョアジーの代弁者として見なす解釈がマクファーソンのそれである。(C.B.Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*. Oxford U.P., 1962).¹¹⁾近代主義のチャンピオンとしてのロックは、古い社会関係に果敢に挑戦した革命家ロックを意味するが、これを肯定的に解釈したのが近代民主主義の祖としてのロック像である。これに対し、近代社会を資本家主体の搾取社会との観点で見れば、近代社会の自由な主体は、他方では近代社会の支配の主体でもある。この意味ではマクファーソンの見解は、言わば革命的ロック像の裏返しでもあると言える。マクファーソンは、ロックがこの支配の主体たる資本家の立場を、どのような論理で正当化しているかを解明したのであった。彼によれば、ロックは単に自己労働による自己所有にとどまらず、賃金労働（者）＝他人労働の自己労働化を認めており、その意味ではまさに財産所有者＝資本家の代弁者である、とされる。

この立場をさらにすすめて、事実上貧民労働の搾取論まで展開していると解釈するのが田中説であった。田中正司『ジョン・ロック研究』（未来社、1968；増補版1975）。これは、マクファーソンの経済理論の継承と展開と見なすことができよう。つまり、「近代」社会は階級社会であることを、ロックが事実上論じていることを明確化したのであった。のみならず田中

は、ロック理論の「ブルジョワ性」を一貫して追求し、ロックからスミスへの繋りを模索し、ロックのそれを近代「市民社会理論の原型」として捉え、ロック→スミスをマルクスの「経哲草稿」→『資本論』になぞらえる。

(田中正司『市民社会理論の原型』御茶の水書房, 1979.)¹²⁾

また、中村義知『近代政治理論の原像』（法律文化社, 1974）は、ロック思想の中に、「理性と啓示」とか、庶民と貴族の二つの「教育論」といった二面性を見て、市民社会の育成・維持のための近代的な政治権力論の形成を、「人民の特定の価値的立場からする申合せ、約束が、……諸個人の同意に基づく理念的な「共同社会」として定着させられ、事後的権力はこの「共同社会」の承認をえてのみ、政治権力たりうることを主張した」ものであると解釈する階級的立場を明確化した。

もうひとつ、戦後のロック解釈に大きな影響を与えたのが、シュトラウスのそれであった。彼は、自然法ではなく、自然権の概念を中心に据え、ロックをホブズに近付けて読んだ。ロックの自然状態は事実上、ホブズのそれと違いはなく、また従ってロックが描く人間も、自己労働によって必要物を獲得していく存在であり、その意味ではまさに排他的で利己的な個人である。そのように行動することによって人類の富が増幅されるからこれは何ら非難されるものではない。ロックの真意はこの点にあった、と。(Leo Strauss, *Natural right and History*. Chicago P., 1953.)¹³⁾ この解釈によれば、ロック思想を世俗的な側面から評価することになる。

また、時代の精神をシニシズムと捉えることによって、当時の人々がもはや公共精神というものではなく、各人の私的利益の追求に奔走することになってしまっているという状況の下に、ロックもまた、このような醒めた利害関心でもって生きた人間として描いたものが、水谷三公『英国貴族と近代』（東大出版会, 1987）である。そこではロックは、J. ダンの解釈と

は全く逆に、脱聖化の旗手として捉えられる。水谷説によると、ロック理論は「統治体は神的聖性と無縁であるのみならず、伝統と継承の生む感情的同化の対象ですらない。これは、目に見え手に触れうる一族利害・家族連帯以外の一切を、広義の意味での利得機会としてしかみないシニシズムの極限状態に対応する論理化である」¹⁴⁾とされる。ロック思想の評価が厄介なのは、ロック思想の中にこのように読める要素があるということである。

こうして1970年代以降には、ロックの保守性は初期ロックのみならず、生涯を通して一貫しているという点を前提として議論が立てられるようになってくる。例えば、『統治二論』の第一編に再び光が当てられ父権や国王の大権の問題が論じられるとともに、宗教論についての議論も積極的になされるようになる。

我が国では、先に挙げたものの他、政治論自体の中に二面性を読むが、ロック理論の（現代に通ずる）近代性を強調する松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』（岩波書店、1987）や「寛容論」を軸にロックが国家の宗教を認めていなかったと主張することで、反イギリス国教会＝ピューリタンの〈革命性〉を主張した井上公正『ジョン・ロックとその先駆者たち』（御茶の水書房、1978）が出た。また、ロック思想の課題を「対仏従属的再版絶対主義批判」にあったとする伊藤宏之『イギリス重商主義の政治学』（蒼樹出版、1989）や、ロックの経済関係の文献を渉猟し、重商主義の実践者ロックを確認しようとした生越利明『ジョン・ロックの経済思想』（晃洋書房、1991）もこの線上にある、と言えよう。

他方では、この時期に登場した解釈枠組みの中で注目すべきは、「歴史的・内在的研究」という方法論に立つ研究である。その代表的なものが、J. ダンの研究である。『統治二論』についての分析は既に1969年に出ている。

る¹⁵⁾が、彼は『世俗権力二論』から『キリスト教の合理性』へ至る歩みを重視し、ロックの宗教的視座に原点を見出す。その特徴は、17世紀の時代的文脈で捉える時、ロック思想が、キリスト教的な信仰を持った人々の集りとして社会を再構築しようとする、言わば実現不可能なパラダイムとして主張されている、というペシミスティックな見方である。それは、また当然にも、ロックとスミスの間には、社会理論としての土台に共通性をみず、断絶があるとする見解でもある。¹⁶⁾

このダンの「歴史的・内在的研究」という視座を共有するのが、タリーの研究である。彼は、言語学・宗教・哲学・社会学等の観点と関連させて、ロックのプロパティを解釈し、キリスト教的義務論や神の法＝自然法にもとづく人間社会論を根本的な規準とし、これとは区別されるが、これに違反しない形で世俗的な契約＝実定法の支配を論じた。(James Tully, *A Discourse on Property*. Cambridge U.P. 1980.)

同様に、ダンの所説に影響を受けて、宗教論をロック思想の原点と見る解釈を展開し、「道徳が理性によって論証される」という確信を持ちつつも、自分ではそれができないという挫折の哲学を持つ「思考する実存」としてとらえるものに、加藤節『近代政治哲学と宗教』東大出版会、1979.および『ジョン・ロックの思想世界』(東大出版会、1987)がある。

また、このようなキリスト教的(伝統)解釈にロックの正当な評価があることを認めつつも、ロック思想の継承・受容の歴史においては、むしろ部分的解釈[近代的ロック像]の方が大きな影響を持ったという事実を認めねばならないとして、両者のある種の結合として、ロックを捉える友岡敏明『ジョン・ロックの政治思想』(名古屋大学出版会、1986)がある。

次に、これらの見解への批判を意図した、ウッズの研究がある。彼はロックを初期農業資本主義者とみなす。ダンやタリーに対しては、「歴史的な文脈」

という視点は評価できても、その内容は哲学的に過ぎると批判し、他方マクファーソンに対しては、「抽象モデル」で歴史を見ていないと批判する。そうして彼は、当時のイングランドを「農業資本主義」段階と規定し、ここにロックを位置付ける。その場合、ロック思想を「ブルジョワ的個人という実践的性格を有する個人」および「初期資本主義＝農業資本主義段階を反映した理論」という枠組で捉える。ウッズのいう農業資本主義とは、「大農所有制を前提とした、地主—小作人—賃金労働者」の三階級三分配関係を中核とした商品生産体制である。(Neal Wood, John Locke and Agrarian Capitalism. Univ. of California Press. 1984.) 但し、ウッズは「歴史的文脈」の内容を、農業資本主義という側面に傾斜して捉え、当時としては無視できない政治や宗教という論点を軽視していると言わざるを得ない。

次に、膨大な『書簡集』等多くの資料を使ってロックの行動の軌跡を解明し、ラジカルな革命家ロック像を再提示したのが、アッシュクラフトの著書である。彼は、新しく、いわば「陰謀家ロック」という解釈を付け加えた。(R. Ashcraft, Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government. Princeton U.P. 1986.) 彼の主張の中で注目すべきは、ロックとレヴェラーズの関連・継承の認知、抵抗権の主体を財産所有者ではなく人民一般としたこと、そして社会契約の「明示的同意」を選挙と関連づけて論じたものと解釈することによって、ロック思想のラジカル性を強調したことにある。

以上のような多様な研究の中から、ロック思想のラジカル性を強調する二人……タリーとアッシュクラフト……の解釈を取り上げ、検討して見よう。検討に値すると思われるのは、二人の見解が、それぞれ注目する領域は異なるが、「歴史的文脈」の立場に立った上で、従来の解釈とは異なる

ものを提示していると思われるからである。これまでロックのラジカリズムというのは、旧体制に対する新興勢力たるブルジョアジーの立場によるラジカルな批判という意味で、言い換えると、旧体制・封建的束縛・絶対的権威主義へのラジカルな批判として、ロック思想の中に近代的政治体制や民主主義国家、啓蒙思想の源流を見る立場であり、それはヴィクトリア時代の解釈たるリベラリズムの代表者ロック像に源流を持つもので、『統治二論』（の第2論文）を〈市民政府論〉として読む立場に通じるものである。以下見るように、二人の解釈は新資料や英国史の新解釈を意識しつつ、歴史の文脈においてロック思想を読み直そうとしており、これらとは明らかに異なっている。

註

- 1) cf. John Dunn, *The Political Thought of John Locke*, 1969, p.5.
- 2) ここでは、『統治二論』を中心に検討する。John Locke, *Two Treatises of Government. a critical edition. by Peter Laslett. sec. 1967 (first, 1969)*.
- 3) Sir Leslie Stephen, *History of English Thought in the Eighteenth Century*. 1876. に代表される。
- 4) 加藤の発言、成溪大「経済学部論集」第18巻第1・2合併号、1988.2.16~17頁参照。
- 5) 松下圭一『市民政治理論の形成』岩波書店、1959.1頁。
- 6) 松下、同上書 183-4頁を参照。
- 7) 浜林正夫「ジョン・ロックの業績に関する新発見について」『史学雑誌』58-4, 1949. また、同「ジョン・ロック政治論の最近の研究」『国際研究論集』2-1, 19を参照。
- 8) これに先立つ仕事として、J.W. Gough, *John Locke's Political Philosophy*. Oxford U.P. 1950. 宮下輝雄訳『ジョン・ロックの政治哲学』1976. (但し、第2版、1973年の訳)がある。
- 9) 参照 P. Laslett. *Ibid.*, pp. 45-66. この書は、「すでに成った「名誉革命」後の安泰した秩序の中で、沈黙考の所産として現われた種類の体系書ではなく、混沌の最中での論戦的な体系の書である」友岡・中川・丸山『ロック市民政府論入門』有斐閣、1978. 19頁。
- 10) R. Ashcraft, *The Composition and Structure of the Two Treatises of Gov-*

ernment.in; Locke's Two Treatises of Government. 1987, pp. 286-297. ラスレットがⅡ→Ⅰの順序で書かれたと推論するのに対し、アッシュクラフトはⅠ→Ⅱの順序で書かれたとする。

- 11) 邦訳；藤野・将積・瀬沼訳『所有的個人主義の政治理論』合同出版，1980.
- 12) 田中説に類似しているが，ロック思想を，『人間知性論』に出てくる「評判法」の概念に注目し，ナチュラル・フィロソフィーではなくモラル・フィロソフィーの線で解釈することにより，スミスとの繋りを模索したものに，John Colman, John Locke's Moral Philosophy. Edinburgh U.P., 1983. がある。
- 13) 邦訳；塚崎・石塚訳『自然権と歴史』昭和堂，1988.
- 14) 水谷三公『英国貴族と近代』東大出版会，1987. 150頁.
- 15) J. Dunn, The Political Thought of John Locke. 1969.
- 16) ジョン・ダン「応用神学から社会分析へ——ジョン・ロックとスコットランド啓蒙との間の断絶」所収；ホント，イグナチエフ編著（水田・杉山監訳）『富と徳』未来社，1990（ori. 1983）. および，ジョン・ダン（加藤節訳）『ジョン・ロック』岩波書店，1987（ori. 1984）. を参照.

[2] R. アッシュクラフト説の要点

アッシュクラフトは、「ロック書簡集」等の資料を使い，丹念にロックの足跡を追跡し，「ラジカルなロック像」を再生した。¹⁾ 全体的に彼の分析は，排斥危機を中心に政治的な事件自体とそれへのロックの関与を明らかにすることにより，ロックの思想がホイッグの運動に深く関わり，またレヴェラーズ等のラジカルズの見解と類似のものであることを示そうとする。こうした扱いによって，ロックが『二論』の大部分を排斥危機の文脈で書き，またライ・ハウス陰謀を想定していたという P. ラスレット説の延長において，フィルマー批判としての『統治二論』の意義を明確にするという狙いがあると思われる。だから，当然，『二論』は哲学の書としてではなく政治的な観点で，また抽象的理論ではなく政治的实践を導いたイデオロギーとして読まれなければならないとする。

アッシュクラフトは、ロックを次のように描く。ロックは、アシュリー卿（シャフツベリー伯爵）の世帯の一員となってからは、活発な政治生活を送るようになったが、彼は一貫してラジカルな思想と実践を行使したのであり、シャフツベリー周辺で展開されたラジカルな運動の中心にいた。またシャフツベリーの死後も、この運動は続き、ロックは彼の意志を引き継ぎ、運動を指導する立場にあったのであり、この時代の危機に実践的に関わりつつ『統治二論』を書いた。その根拠として、ロックがライ・ハウス陰謀（1683）やモンマス公の反乱（1685）を導いたことを、オランダ亡命中のロックの交友関係でもって明らかにしようとする。²⁾亡命時代のスパイ用語の使用などの記述は、秀逸である。ロックが『二論』を書いたのは、まさにこの革命的な陰謀の文脈においてであり、それはシャフツベリーのために書かれた数多くの論文の一つであった。³⁾

こうした接近方法と性格付けを踏まえて、彼はロックのラジカリズムの定義を明らかにしていく。ラジカリズムに関連する論点について、まず、ロックの代弁する立場についてであるが、従来の解釈では、ロックの役割は財産所有階級の代弁者とされることが多かったのに対し、アッシュクラフトはそれを〈male individual〉とする。つまり、運動を政治的な観点から見れば、〈ブルジョアジー〉の自己表現というよりも、むしろ反貴族的連合として見るべきで、彼らの利害は時とともに変化し、名誉革命においても彼らの利益が均等に実現されたのではなかったが、政治運動としてのその有効性は、大土地貴族、宮廷、聖職者等に反対した階級である、商人、貿易業者、ヨーマン、職人、ジェントリ等の同盟に依っていた、という。⁴⁾

この論点を論拠づけるプロパティ概念について、従来、ともすれば自然状態での物質的プロパティ（第2編第5章；労働に基づく所有論）と市民

社会での拡張されたプロパティ(第2編第9章;生命・自由・財産の定義)の概念の両義性や混乱を無視し, ロックの教義を〈*propertied / bourgeois / Calvinist*〉の利害への関わりの表明と見なされ, 解釈されてきたし, その場合, 通常, 自然状態で自らの労働を対象に混ぜることが, *property* の *title* の根拠とされてきた。

アッシュクラフトは, この論点を土地貴族への政治的な依存からジェントリを切り離し, 商人や労働者との同盟をもくろむシャフツベリーの戦略に沿った理論として解釈する。その根拠は, 第2編第5章第34節での記述である。すなわち, 「神は世界を人間共有のものとして与えた。けれども……中略……神は, それを勤勉伶俐なもの利用に任せた——そうして労働がそれに対する彼の権原となるべきであった——のであって, 争い好きな人々の気まぐれや貪欲に任せたのではない。」⁵⁾であり, 無論アッシュクラフトは, 後者を怠惰で無用な貴族, 前者を勤勉なジェントリ, 職人だと解釈する。

だが, この一文の解釈はこれまでも, 後者を *propertied / bourgeois / Calvinist* の利害への関わりの表明と見なす解釈があり, これと違わないから, 結局アッシュクラフトは, その解釈の根拠を, 後で見るように, ロックの行動の軌跡から引き出すほかはない。

また, ラジカリズムに関するもう一つの重要な論点である, 抵抗権・革命権に関して, アッシュクラフトは, 一方で, *propertied* 階級の持つプロパティの侵害にたいする抵抗や革命権の承認という解釈にはくみせず, また, 他方でプロパティを人格に繋げて広く解釈し, この人格の侵害に対する抵抗・革命権の根拠とする解釈にもくみしない。むしろアッシュクラフトが採用するのは, 財産が身体を含むと見なし, その意味で全ての人が財産所有者であること, また, 貨幣の使用は〈人類の同意〉であり, 神の法

＝自然法が優先するから、富の蓄積よりも人類の生存権が優先する、という解釈である。

それに加え、彼は政治過程で生じた、抵抗の〈政治的根拠〉を提示する。つまり、チャールズ2世によるオックスフォード議会の失敗は、結局、主権自体が議会の掌握に失敗している状況を意味するから、つまり、王権と議会の対立があり、統治が事実上「解体」している事態であれば、それは自然状態と同じであり、ロック理論では、その場合には、権力は〈人々＝male individual〉[成人男子普通選挙権]に立ち帰ることになる。これが抵抗・革命の根拠であり、まさにこの事態が存在していた、という。

しかも彼は、この革命運動の受益者を「最も低い社会階級に〈人民〉の意味を拡張する」。これはロック自身の、ホイッグ運動の参加者の想定と同様、その運動のイデオロギー的反映である。これは、当然にも、レヴェラーズと繋ってくる。なぜ、ロックが広範な人々に期待したかについての説明は、排斥運動の失敗により、1681年以降、ホイッグ貴族の支持を失ったシャフツベリーが、ロンドンのより広範で、したがって低い階層に近づくことになったというものである。⁶⁾これが事実上、ロックが、1680年代に「人民」という名で、「烏合の衆や無秩序な群衆」(すなわちラジカルズ)を意味していたという解釈の根拠とされる。こうしてアッシュクラフトは、現実の政治運動の推移の中で、排斥運動の主体を、〈貴族〉から離れ、その代替としての〈人民〉を想定したのである。これを証拠だてるために、アッシュクラフトはロックの交友関係を点検し、「貿易業者や職人」を洗い出す。⁷⁾

こうしてアッシュクラフトは、プロパティについて、物質的なプロパティへの自然権を生存権に限定し、他のプロパティは、たとえ自然法との一致があるにしても、コンヴェンショナルなものを見なし、政府によって守ら

れる権利を保有すると考える。したがって、合法的な市民政府は、権力の分割と自由選挙を含む、全ての個人による同意と立憲的な調整という土台の上にあるから、そうした調整を悪用する体制への抵抗は、生命と自由への脅威に反対して自然法を守らせる権利によって正当化される、と解釈する。

また、当時の政治過程で現われたカトリックの戦略をロックらが次のように把握していたとすることによって、ラジカルな立場を論証しようとする。すなわち、カトリックにとっては、ローマに全王国と労働を提供するのが不可避の義務であるから、ジェームズが国王になれば、ローマ教皇に従うから必然的にそうなる。そうなれば、自然法の目的である公共の福祉が実現できない。できなければ、人々は、自然法を守るという理由を根拠に、ヨーク公の王位継承に反対するのは正当である。要するに、自然法・公共の福祉・自然状態は、政治権力の始源として、人々に、反ジェームズの根拠を提供する。シャフツベリーやロックは、他のホイッグよりも先鋭的であり、「武力抵抗」を正当化した。⁸⁾

これを言い換えると、カトリックにとっては異端者は認められず、彼らを破壊することは「賞賛」に値することとされていたから、カトリック国王とプロテスタント人民との間には、そもそも何の契約も成立しえない。契約による統治でなければ、ただ、征服と奴隷化＝絶対王政＝常備軍による「武力」支配があるのみである。また、財産についても、プロテスタントのそれを奪い去るであろうから、人々の「同意」なくしてはそれができない、武力には権原がない、と強調することが必要であった。

だが、カトリックが異端者の存在を認知しないという構造があるかぎり、プロテスタントにとっては、合法的次元での排斥運動は意味をなさなくなる。排斥危機の進行とともに、やがて「革命か服従か」の二者択一が唯一

の選択肢となる。つまり、1681年3月のチャールズ2世によるオックスフォード議会の解体の後、議会選挙はなされないという状況の下で、シャフツベリー陣営の革命路線を支持して書かれたのが『二論』であった、と。

だがそれは、他方でロックが絶対君主は市民社会の目的と調和しない、プロパティの維持と規制は市民社会の目的である、貨幣と商業は市民社会の進歩と発展を基礎づける、あるいは国民的繁栄に寄与するのは「浪費」や未開地の所有者よりも「勤勉で合理的な」階級であるとき、それらはホイッグの広く受容され、認知される歴史的信念を同時に擁護していた。⁹⁾

以上がアッシュクラフト流のロックの読み方、つまり哲学者・思想家としてのロックではなく、活動家・パンフレット書きとしてのロックに導かれた解釈である。後に見るが、アッシュクラフトの場合、プロパティ概念の曖昧さが、革命権や自然法理論の教義へとうまく結び付かないという難点を伴う。

註

- 1) ここで取り上げたアッシュクラフトの書物は以下の通りである。R.Ashcraft, *Revolutionary Politics and Locke's Two Treatises of Government*. 1986. / *Locke's Two Treatises of Government*. 1987.
- 2) R.Ashcraft, *Revolutionary Politics*. chap. 9. ロックは Thomas Dare の家に住みながら、モンマスの反乱等の資金の提供をしたりしていた。
- 3) R.Ashcraft, *Ibid.*, p. 392.
- 4) R.Ashcraft, *Ibid.*, pp. 243-4.
- 5) J.Locke, *Two Treatises*. ed. by Laslett. p. 309. 大槻春彦編『ロック ヒューム』中央公論社, 1980. 213頁.
- 6) R.Ashcraft, *Ibid.*, pp. 325-7.
- 7) R.Ashcraft, *Ibid.*, e.g. pp. 372-4.
- 8) R.Ashcraft, *Ibid.*, e.g. pp. 308-10, 318-9.
- 9) cf. R.Ashcraft, 'A Critical Note on Locke Scholarship', in ; *Locke's Two Treatises*.

[3] J. タリー説の要点

タリー説の基本的な考え方は、ダンの「歴史的内在的研究」の観点に立って、ロック思想の特徴を次のように把握することにある。すなわち、創造主たる神〈God as maker〉と、その作品としての人間〈man as his work-manship〉という図式において捉える。だから、人間は創造主たる神の意図を実現するために生きるのである。このような〈宗教的実践の哲学〉とも呼ばれる立場で、ロックの主張を以下のように要約する。¹⁾

タリーの解釈では、ロックは自然権を自然法によって根拠づけ、諸個人の自然権が「自然法＝人類の維持」と「公共の福祉＝社会の維持」によって制約されているとする。その意味は、自然権が排他的な個人の権利としてではなく、「人類の維持」として考えられているところにある。そして「人類の維持」とは、自己保存のための伝統的な自然法的義務と、自分の生存が侵害されない限り他者の生存をはかる義務、の二つを意味する。このうち后者が、抑圧された少数者の権利の確保や革命的な救済を正当化する始源的な根拠となる。この意味では、Property は、〈生命、自由、そして industry によって得る財産〉を意味するものであり、抑圧されたマイノリティのこれらの propertiesこそが、ラジカリズムの背骨をなす。²⁾

より具体的に言えば、プロパティ property = 財産について、R. フィルマーの解釈〈神がアダムのみに全てを与え、その末裔たる君主のみが絶対的所有権を持つ〉に対する批判として、自然状態においては神が人間に対し共有物として与えたものであると解釈する。ロックは人間の生存権 = property を根拠に共有物の私有化を正当化するが、それは同時に、神の法 = 自然法の制約のあることを意味する。つまり、人は創造主たる神の意図を実現すべく行動するよう義務付けられている限り、生存権は自己保存

にとどまらず、人類の保存を意味するから、人々は自己が必要とする範囲を超えるものを獲得することはできない。言い換えると、人は現世では各人と他者の扶養と便益に必要な物の使用の仕方が、天上における死後の生活のために予め果たすべき行為が、義務付けられているから、各人の生存権の確保は、他者の生存を排除せず、むしろ確保しなければならない。だからもし誰かが生活に困窮すれば、〈すべての人間は、他者のプロパティに優位する物理的生存への権利を持つ〉のであり、富者の持分への請求権を持つ。逆に富者は、貧者の救済の義務を負う、という自然法に基礎づけられたチャリティ論がそこにはある。この意味では、「財産の分配についての自然的基準は、積極的共有でなければならず、深刻な欠乏や緊急の必要という以上のものを包含しなければならない」³⁾のである。

こうしてタリーのロック解釈では、私的排他的所有よりも共同的契約的所有が優先され、私的所有と共同所有は排他的ではなく相互に関連し合うシステムであり、前者はコミュニティの共有物を個別化する手段であると同時に、他の成員の要求（例えばチャリティ）で制限されるものである。この法形態は、理論の問題というより、コモンウェルスの慎慮の問題であると主張される。⁴⁾

また、政治社会の成立以降においても、コミュニティの決める人為的な規則が各人の所有の範囲を基本的に制約する。共有物は、家族→コミュニティを単位として専有されるが、同時に自然法的な制約が「公共の福祉」という基準とともに、諸個人を規制する。だから、各人の所有は、あくまで神の法＝自然法→実定法によって規制される。ことに貨幣の導入以降には、財産所有の不平等とそれを巡る弊害が生じるが、これを法的に規制するのが political society の任務とされる。この段階では、専有は〈人為的な (conventional) 権利〉であるから、共有者の権利を保護し、法制化す

るのが神の法＝自然法に適うのであり、これによってある種の人道主義による政策が肯定されることになる。

次に政治権力に関して、タリーによれば、それまでの自然的自由論の伝統では、非政治的な意味で〔個人的に、あるいは集団的に〕自由であり、政治的には個々人は自然的にコミュニティに属し、コミュニティはその自然的な代表団体に属するとされていた。つまり、個人的に、あるいは集合的に政治権力を自ら行使する能力を持つことを認めなかった。だがロックは、「政治的な個人主義（political individualism）、あるいは諸個人の人民主権（individual popular sovereignty）」を据えることによって、ラジカルな人民主義者の仕方で政治権力の始源を再概念化することにより、人民の抵抗・反乱の根拠を提示した、とされる。⁵⁾

つまり、political power は、individuals の natural property であり、その場合個々人の「独立・自由・平等」が想定されている。統治形態の確立以前の自然状態では、各人は独立して自らを統治する、また、制度化された統治形態における権力は、政治社会の個々人の、このオリジナルな権力から引き出される、とする。

タリーの解釈では、ロックの政治権力の定義は、「権利に関する争い」を裁定するために各人が持つ義務と権利であり、自己と他者を統治する三つの能力を含む。すなわち、ルール違反者に対する「裁判」や「訴え」の手段による裁定、強制的な処罰の執行、被害の補償である。この三権力は自然状態から政治社会へと歴史的に展開され、前者では、各人が（自然）法の判定者・実行者であるから、直接的自己統治で非制度的な実践であり、後者では、判定権は立法府や裁判所に信託され、執行権は執行府に信託されているから、「代表的」統治制度である。⁶⁾

この議論の正当化のために、タリーは、ヨーロッパ世界で嘗て機能して

いた〈accusatory system〉(1215年第4テラノ公会議で禁止された)を、その始源的な形態であるから見なす。この議論は、この公会議以降支配してきたエリート政治的見方を退けて、ラジカルな人民主義者の方法による政治権力の起源の再概念化であり、人民の政治活動としての反乱の再概念化の土台をなした。ここにロックのラジカルな人民主権論がある、と言う。⁷⁾

ロックの理論をこのように整理するとともに、他方で、タリーは次のように言う。この概念は、何よりも非国教徒への抑圧に抗した「革命」を正当化するための戦略的理論である。議会による寛容の獲得に失敗した段階では、非国教徒はアングリカンの地方のジェントリの支持を得られなかったから、ロウソンのように地方の州議会には何の期待もできなかった。だから、個々人のレベルでの「自然権」としての政治権力を説く必要があったし、また、議会に期待ができない以上は、「武装抵抗」を含む理論の正当化を図らねばならなかった。⁸⁾

勿論ロックは、政治権力の行使が正当化される根拠を提示せねばならない。そのルールは、自然法である。上で見たように、ロックの基本的自然法が、ホッブズの自然権のような「自己保存」ではなく、「人類の保存」であり、これは事実上、社会の維持であり、統治の目的たる「公共の福祉」であることを明らかにする。これが要点である。つまり伝統的な自然法的義務たる自己保存と、自己の生存が侵害されない限り、残りの人類を維持するための、新しい、積極的な他者保存である。

この自然的権利と義務の行使については、二つの異なる権力がある。一つは、政治権力で、(自然)法の違反者に対する、自己と他者の生命維持のための処罰的権力であり、他の一つは、労働力、ないし生産力であり、飢餓から自己と他者の生命を維持するための権力である。これら二つの権力が、自己と他者の生存維持のための活動を正当化する。⁹⁾

前一国家的な状態では、問責システムが有効であったが、「人口の増加、貨幣の導入、農業技術の発展、さらに広い土地の専有、分業、商業活動の出現は、property rights を巡る果てしない争いへと導き、問責システムはこれに対しては不適當になってきたから、やがて制度化された統治とプロパティの規制のための法体系が形成される。一旦法体系が出来上がれば、これに対する違反は自然法の侵害を意味し、それゆえ革命の正当化の根拠を提起する、とタリーは言う。¹⁰⁾

但し、ロックは革命のラジカルな権利は、「利己心と習慣の強制という保守的な動機により、實際上、抑制される」ことを示して、人民主権が絶対主権よりも安定していることを主張しているのを、タリーは示す。¹¹⁾

こうしてタリーは、ロックのフィルマー批判の意図が、「絶対主義とカトリックの王政」批判であり、前者に対しては、主権を庶民院にかちとるために、選挙権の拡大や革命権の承認を目指し、後者に対しては、非国教徒への宗教的寛容の実現を目ざしたものであり、総体としては、populist resolution の戦略であった、と締め括る。

註

- 1) ここで取扱ったタリーの文献は以下の通りである。
Discourse on Property, John Locke and his adversaries. C.U.P. 1980.
Locke in; edi. by J.H. Burns, The Cambridge History of Political Thought 1450-1700. C.U.P. 1991.
An approach to political philosophy: Locke in contexts. C.U.P. 1993.
- 2) J. Tully, An approach. p. 3
- 3) J. Tully, Discourse on Property. pp. 120-1.
- 4) J. Tully, Discourse on Property. pp. 165-6.
- 5) 6) 7) J. Tully, An approach. pp. 622-24.
- 8) J. Tully, An approach. pp. 624.
- 9) J. Tully, An approach. pp. 627.
- 10) J. Tully, An approach. pp. 628-9.
- 11) J. Tully, An approach. pp. 641.

[4] 結び

さて、アッシュクラフトとタリーは共に、ロック思想を17世紀の文脈で解釈するというスタンスをとっている。そして彼らがロック思想の特徴をラジカリズムにおいて捉える、という点では共通しており、また、ロックの政治運動への関わり方が、シャフツベリーの側近として、彼の死後にはリーダーとして、抵抗・陰謀・革命を推進するラジカルな立場でのそれであったということ、そしてその立場から『統治二論』を書いたということについても、両者に共通する理解であると思われる。

だが、その説明の仕方は異なる。アッシュクラフトにとっての関心事は、ロックが哲学者として考えていたことにはではなく、実際に何を行なったかにある。この観点から丹念にロックの足跡を追う。すなわちアッシュクラフトは、排斥運動の過程においてカトリックの支配が必然的に専制的なものになるという認識を踏まえ、ホイッグには「革命か服従か」という選択肢しか残されていない状況に追い込まれて行く過程で、しかも大土地貴族の支援を失うことにより、ますます商人や職人といった階層に期待を寄せざるを得なくなることで、彼らに依拠した「革命理論」として『統治二論』が書かれたという意味でラジカルであった、と主張する。

他方タリーは基本的にこの説明を受容するが、タリーの問題意識は、このような行動をとるロックの思想的特質を明らかにすることにある。彼は、ロックの概念を神の作品としての人間という視座から、神の目的を実現すべき人間が、絶えず自然法→実定法により規制されること、またこの法を土台として政治権力を *natural property* として捉え、各人の権原として概念化することで抵抗・革命のラジカリズムの基礎を説明したと捉える。その場合の要点は、ロックのラジカリズムを同時代のロウスン、オーバート

ン、シドニーらのそれとは区別することにある。つまり、例えばロウソンは国王と議会の対立がデッドロックに乗りあげ、統治が機能しなくなったら、政治権力は、人民の代表者たる地方のジェントリ（の代表団体等）に、その後の処理が委ねられるとするのに比して、ロックは、政治権力は人民に戻るとした。¹⁾

これは、アッシュクラフトの解釈とも共通するが、具体的な政治過程において、もはや大地主や地方のジェントリに支援を期待できないという状況では、抑圧から人民を守るには、新興のブルジョアジーに加えて、地方の農民層（コピーホルダーやサーバント）やロンドンの商人・貿易業者・職人等を担い手とする革命の、現実的な実践しかないという方針の採択を意味した。ここにラジカリズムの表現を見る。

だが、これらの人々が同じ社会的地位に置かれていたのではないから、彼らを統合することは困難であったと思われる。しかも前者の相当部分はロックの読者ではありえず、また後者の力もそれほどでもなかった上に、貴族やジェントリの支配構造は安定していた。当時の社会の実態に則して言えば、人々は財産や貨幣、社会的・経済的地位や階級の制度の存在した状態で生活しており、人々は完全に自由で平等であったのではない。だから、広範な人民による整然たる普通選挙権の行使など期待できず、予想されるのは嘆かわしい混乱であった。当時の社会的な影響力からすれば、マイナーな勢力に依拠した理論であったから、ラジカリズムの運動の現実性は稀薄であった、と言わざるを得ない。この点は、実際上も、ライ・ハウス陰謀やモンマス公の反乱の失敗が指し示していることであるし、また、最近の英国近代史の研究……「宮廷」対「地方」論やジェントルマン資本主義論……からも導くことのできる論点であると思われる。²⁾

次に、ラジカリズムに関連する重要な論点としての、プロパティ概念に

については両者の主張は異なる。まずアッシュクラフトは、プロパティをブルジョアジーの私的所有とする解釈や、生命・自由・財産を含む幅広い概念で捉える解釈を退け、勤勉な活動を行なうジェントリの立場を意味するものとして解釈する。上で見たように、その理論的な根拠は、「神は世界を人間共有のものとして与えた。けれども…… [中略] ……神は、それを勤勉伶俐なものの利用に任せた——そうして労働がそれに対する彼の権原となるべきであった——のであって、争い好きな人々の気まぐれや貪欲に任せたのではない。」[原文は、He gave it to the use of the Industrious and Rational, (and Labour was to be his Title to it;) not to the Fancy or Covetousness of the Quarrelsome and Contentious.]³⁾という文章の解釈であり、アッシュクラフトは、「争い好きな人々」を怠惰で無用な貴族、「勤勉伶俐なもの」を勤勉なジェントリや職人層と見なすのである。

だが、従来も「勤勉伶俐なもの」については、「勤勉なブルジョアジー」であるという解釈もあり、この一文から自動的にアッシュクラフトの解釈が出てくるといふわけにはいかない。むしろ根拠薄弱と言わねばならない。

他方、タリーは、自然権を自己維持のみならず、他者維持を含むものと解釈する。先に見たようにタリーのロック解釈では、私的排他的所有よりも、共同的契約的所有が優先される。私的所有と共同所有は相互に排他的なものではなく、相互に関連し合うシステムであり、前者はコミュニティの共有物を個別化する手段であると同時に、他の成員の要求（例えばチャリティ）により制限されるものである。これによって、世俗的な利害の観点から所有階級（*propertied class*）の財産（*property*）への侵害への予防から政治社会を説く方法の持つ難点、すなわち、物質的財産（*property*）を持たない人々の社会的、政治的地位の評価を困難とする、を克服できる。だが、他方で、広範な人々の政治参加を考えれば考える程、ラジカルな政

治運動は抽象的な議論にならざるを得ない。なぜなら、そうした下層階級をロックの読者として想定することはできないし、政治的な主体というよりも、統治の対象でしかありえないというのが、当時の時代状況であったのだから。

そもそもロック自身が17世紀を生きた人物であり、一方で政治活動の実践家・パンフレット書きであるにとどまらず、名誉革命で成立した政府の下で経済政策に携わり、また他方で、人間論や宗教論に深い関心を抱き、生涯思考を重ねた人物でもあったのだから、ロックの思想の解釈上、多様なものが出てくるのは避けられない。したがってロック思想の中には、財産所有者と非所有者とのジレンマ、カトリック・無神論者とプロテスタントのジレンマ、理性的人間と非理性的人間のジレンマ等が含まれており、それらは17世紀の時代にあっては不可避のことがらであったであろう。だから彼のラジカリズムにも、当然このようなジレンマがつきまとう。

しかしなお、我々がこの多様な解釈の中から、ラジカリズムを強調する意義は何であろうか。まず指摘しておくべきことは、『統治二論』が執筆された排斥危機からそれが出版された名誉革命に至る過程で、最も重要な〈イデオロギー〉は「反ローマ・カトリック」であったことである。この観点を抜きに『統治二論』は読めない。ロックは、カトリックの信仰が異端者を認めない性格のものと理解していたから、カトリック国王の誕生は必然的に専制的な支配の性格を帯びると考えていた。また、他方で英国内での国教会の国家教会としての一元支配（国家宗教）には反対であった。この点は、ウィリアムの新政府への批判を含み得るものであった。この二つの意味で、ロック理論はラジカルであった。

だが、ロックが政治権力を Property の規制と維持（Regulating and Preserving）のために法を作り、執行し、外的に対して国を防御するた

めに共同体の力を用いる権利であり、それらすべては公共の福祉のためにのみなされるという時、我々がそのプロパティを「生命・自由・財産」と理解するならば、その対象は全ての人に拡げられ、ラジカルな性格を持つことになる。ところが、政治社会の形成主体をこのように拡張すればする程、それだけ社会的影響力のマイナーな存在に依拠することになり、運動の現実的な力を失う。

だからロックの思想の中心にラジカリズムを据えることは、ロックをホイッグ主流派ではなく、ラジカルな少数派として位置付けることになる。これを明確にすればする程、ヴィクトリア時代以来のロック像の崩壊、そして英国近代思想史におけるロックの占める位置の変化をも引き出すことにならざるを得ない。同時に、ヴィクトリアン的な「民主的ロック」像にとって代わる、ラジカルな「革命的なロック」像を強調すればする程、理論的にも、実践的にも抽象度が増し、ロック思想は17世紀における運動としての現実性を失ってくるように思える。ロックが英国思想史の中で主流的な位置からズレてくればくる程、反対にいわば「宗教的（保守的）ロック」像が浮び上がってきてしまうのではないだろうか。ここに、現代的評価の最大の争点があると言えよう。⁴⁾

註

- 1) J.Tully, *An approach*. pp. 622.
- 2) H.R. トレヴァ=ローパー他, 今井宏訳『17世紀危機論争』創文社, 1975. P.J. ケイン / A.G. ホプキンス『ジェントルマン資本主義と大英帝国』岩波書店, 1994. 等を参照.
- 3) J.Locke, *Two Treatises*. ed. by Laslett. p. 309. 大槻春彦編『ロック ヒューム』中央公論社, 1980. 213頁.
- 4) この点に関しては、近代政治思想史の主流に共和主義を想定する J.G.A. ポーコックは勿論、D. ウィンチの主張；「ジョン・ダンによる研究は、ロックの政治的共感と神学主体の性格と限られた地方[イングランド]的政治関与しか持たないことを明らかにした。……最近の研究が合致する結論は、ロックの『二論』が、政治理論

に対する自律的な関心を欠いた満足した世紀のための聖書として役立つものであったのではなく、それどころか、18世紀のアングロ・アメリカ政治思想史上に生じた、奥深くしかも最も生きいきとした発展の多くにとって、きわめて限られた意味しか持たなかった、というものである。」永井義雄・近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学』ミネルヴァ書房,1989.34頁。などがあり、またホイッグよりも右派に主流を求める J.C.D. クラークなどの見解が検討される必要がある。

さらに、ロック理論自体に関しては、政治社会の形成主体からカトリック信者を排除したために、イングランドによって支配された（カトリックの）アイルランド人に対しては、「自由・平等・独立な個人」の概念を認めない構造になるという問題点が検討される必要がある。

* 本稿は、第77回経済学史学会西南部会（大分大学；1994.7.2）での報告要旨に若干の補正を加えたものである。